

名称 鳥取梨生産振興事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずるもの、産地計画の担い手、リース事業者、市町村、苗木業者、山林樹苗協同組合

施策概要

- ①気象災害に強い施設整備事業…機能向上した多目的防災網への掛け替え及び防風網の更新を支援
- ②「新甘泉等」特別対策事業…「二十世紀」「新甘泉」「王秋」の生産拡大を支援
- ③ジョイント栽培拡大事業…②以外の品種におけるジョイント栽培の取組を支援
- ④低コスト体制強化事業…共同利用機械、オペレータ体制整備によるコスト削減を支援

①気象災害に強い施設整備事業

補助対象経費	補助率
機能向上した多目的防災網への掛け替えに係る経費	1/3 (県のみ)
防風網の更新に係る経費	補助上限額200千円/10a 補助上限額 90千円/10a

②「新甘泉等」特別対策事業 ③ジョイント栽培拡大事業

I: 生産基盤整備対策

補助対象経費	「新甘泉等」特別対策事業※1	ジョイント栽培拡大事業※2
新植・全面改植及びその果樹棚・網掛け施設の整備、共同利用する王秋の土壌改良機械の導入に係る経費	2/3(県のみ)	1/2(県のみ)
ハウス施設整備(「二十世紀」に限る)	2/3(県のみ)※3	-
高接ぎ・間植え改植及びその果樹棚・網掛け施設、かん水施設、園内道、防風施設、防霜施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防除用機械の導入に係る経費	1/2(県のみ)	1/3(県のみ)

- ※1: 「二十世紀」はジョイント栽培又は袋掛け回数削減栽培を対象(「新甘泉」「王秋」は栽培方法を問わない)。「二十世紀」には、「二十世紀」以外に「早生二十世紀」、「おさ二十世紀」、「ゴールド二十世紀」、「おさゴールド」を含む。
- ※2: 「二十世紀」「新甘泉」「王秋」以外の品種によるジョイント栽培を対象。
- ※3: 地域のモデル園として設置し、研修園として活用すること。併せて「やらいも果樹園」に登録された園を対象。また、R6年度までは※1の条件を満たしていなくてもハウス整備が可能。

II: 育成促進対策

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県1/2、市町村1/2)
新植、全面改植	200
間植え改植、高接ぎ一挙更新	106

III: 高接ぎ奨励(「新甘泉」のみ)

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県のみ)
組織的取組への一律奨励金	一律100
高接ぎ一挙更新	50
高接ぎ順次更新	20

IV: 育苗支援対策(ジョイント栽培用大苗育苗)

補助対象経費	補助率
育苗委託、育苗施設整備	2/3(県のみ)

④低コスト・体制強化事業

補助対象経費	補助率
作業受託する農業機械の購入費	1/3(県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称 鳥取柿ぶどう等生産振興事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずるもの、産地計画の担い手、リース事業者、市町村

施策概要

- ①「輝太郎」特別対策事業…早生柿ではトップクラスの品質を誇る「輝太郎」を全国ブランドとするための生産拡大を支援
- ②柿ぶどう等生産拡大事業…産地で振興する果樹の品目・品種の生産拡大を支援
- ③気象災害に強い施設整備事業…防風網の更新を支援
- ④低コスト体制強化事業…共同利用機械、オペレータ体制整備によるコスト削減や廃園化防止の取組を支援

①「輝太郎」特別対策事業、②柿ぶどう等生産拡大事業

I：生産基盤整備対策

補助対象経費	補助率	
	「輝太郎」特別対策事業	柿ぶどう等生産拡大事業
新植、間植え改植、全面改植に係る経費	1/2(県のみ)※1	1/2(県のみ)
高接ぎ、間植え改植、果樹棚、かん水施設、園内道、防風施設、防霜施設、パイプ棚、排水施設、防蟻灯、防除用機械の導入に係る経費	1/2(県のみ)※2	1/3(県のみ)※3

※1：廃園対策として実施する場合は2/3

※2：廃園対策による果樹棚の整備は2/3

※3：新植、全面改植(ぶどうにあつては2年後には品種転換が見込まれる間植え改植を含む)による果樹棚及びぶどう用ハウスの整備は1/2

II：育成促進対策

補助対象経費	奨励金(円/10a) (県1/2、市町村1/2)		
	かき	ぶどう	もも
新植、全面改植	48,000	94,000	47,000
間植え改植	24,000	47,000	24,000
高接ぎ一挙更新	48,000	47,000	47,000

※新改植には5年間分(ぶどうのみ3年間分)、高接ぎ一挙更新には3年間分の育成経費相当額の奨励金を、植栽または高接ぎした年度に一括交付

③気象災害に強い施設整備事業

補助対象経費	補助率
防風網の更新に係る経費を補助	1/3(県のみ)、補助上限額90千円/10a

④低コスト・体制強化事業

補助対象経費	補助率
共同利用、作業受託する農業機械の購入費を補助	1/3(県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称 戦略的スーパー園芸団地整備事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 農業協同組合、生産組織、市町村

施策概要 「新甘泉」等を主体とした果樹団地を戦略的に整備して産地活性化の拠点とし、新規就農者や定年退職者等の担い手の参入を促すため、生産施設の整備や新規就農者等への参入後の支援を一体的に行う。

I:生産基盤整備対策

「新甘泉」「二十世紀」「王秋」(※)の植栽、果樹園整備を支援

補助対象経費	補助率
新植または全面改植、果樹棚・網掛け施設、かん水施設、排水施設、園内道等の整備に係る経費	3/4(県のみ)

※新規就農者等は品種を問わない

II:育成促進対策

新規就農者等が入植する場合、新改植に対し育成経費相当額の奨励金(※)を定額交付

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県1/2、市町村1/2)
ジョイント栽培の場合	600
ジョイント栽培以外の場合	340

※5年間分の育成経費相当額を植栽した年度に一括して交付

III:借地料支援

新規就農者等が入植する場合に支払う借地料(※)の一部を支援

補助対象経費	補助率
借地料	2/3(県1/3、市町村1/3) 補助上限額37千円/10a

※育成開始から5年間支援

IV:参入者募集支援

補助対象経費	補助率
果樹団地に入植する新規就農者等の確保に係る経費(募集パンフレットの作成等)	2/3(県1/2、市町村1/6) 補助上限額:600千円/事業実施主体

問合せ先

担当部署	電話
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称 農業経営安定資金利子助成事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 鳥取県農業協同組合中央会

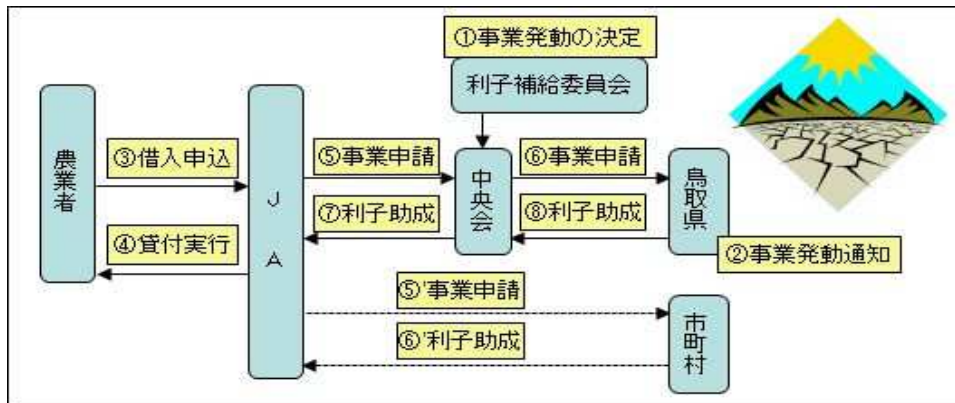
施策概要 災害、市場価格低落及び原油価格高騰により次年度の再生産に必要な資金として、農業者が借り入れた資金の利子負担を軽減して、当該農業者の経営安定と生産意欲の高揚を図る。

○支援内容

主な内容	災害、市場価格低落又は原油価格高騰時にJA等が貸し出す経営安定資金の利子を助成する。		
補助率	10/10(県1/3、JA2/3) ※ただし、JAと市町村の協議により、市町村が負担を了承した場合、その負担率に応じてJAの負担率を少なくする。		
発動要件	①災害時対応	②価格低落時対応	③原油価格高騰時対応
	気象災害等により収量が減少した場合(原則として、公庫資金等を優先)	出荷期間中に平均価格が過去5年の市場平均価格等を下回る場合	原油価格の高騰により生産資材の調達が困難となった場合

対象品目	園芸品目(果樹、野菜、花き類)、茶、主食用米、水田転換品目(大豆、麦、そば)等
利子補給期間	3年以内、末端金利0%
融資基準額	各品目において再生産に要する額の8割相当額
	原油価格高騰においては、1戸あたり100万円が上限
融資機関	各JAまたはJA鳥取信連
融資対象	・公庫資金等が発動するまでのつなぎ融資が必要な場合 ・原則として公庫資金等の対象とならない農家、またはその上限を超えて融資が必要な場合
特記事項	適用災害や品目等の融資基準、融資時期は利子補給運営委員会でその都度決定。

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話
農林水産部農業振興監生産振興課	0857-26-7414

関連サイト

名称

みんなでやらいや農業支援事業(がんばる地域プラン事業)

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

市町村、農業協同組合、任意組織、市町村農業公社、社会福祉事業を行う法人、市町村が設立した法人(第三セクター)

施策概要

策定したプランの実現に向けた取組みに必要な経費を支援する。

※担い手育成など地域活性化に向けた研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト)
 ※農業生産の拡大や農地維持などの地域活性化に必要な施設、機械整備の経費(ハード)
 ※農業、特用林産物に関する経費を対象とし、畜産(耕畜連携に関するものは対象)、水産の生産経費は対象外。

○支援内容

主な要件	①市町村がプランの方向性をまとめた基本計画を作成し、県が採択していること。 ②市町村を中心に地域の関係者による話し合いを行い、農業活性化に主眼をおいたプランを策定すること。 ③プランには以下に関する内容が含まれること。 ・担い手・新規就農者の確保又は共助体制の取組など地域農業の保全を確保する取組 ・農地利用の効率化・維持管理 ・核となる品目の生産振興
支援対象者	市町村、農業協同組合、任意組織、農業公社等
補助率・補助金額	ハード 1/2(県1/3、市町村1/6) ソフト 2/3(県1/2、市町村1/6) 事業費上限額:1億円 (5年間総額) 事業期間:5年間

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

畜産クラスター施設整備事業(全畜種)～畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業～

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

生産者等

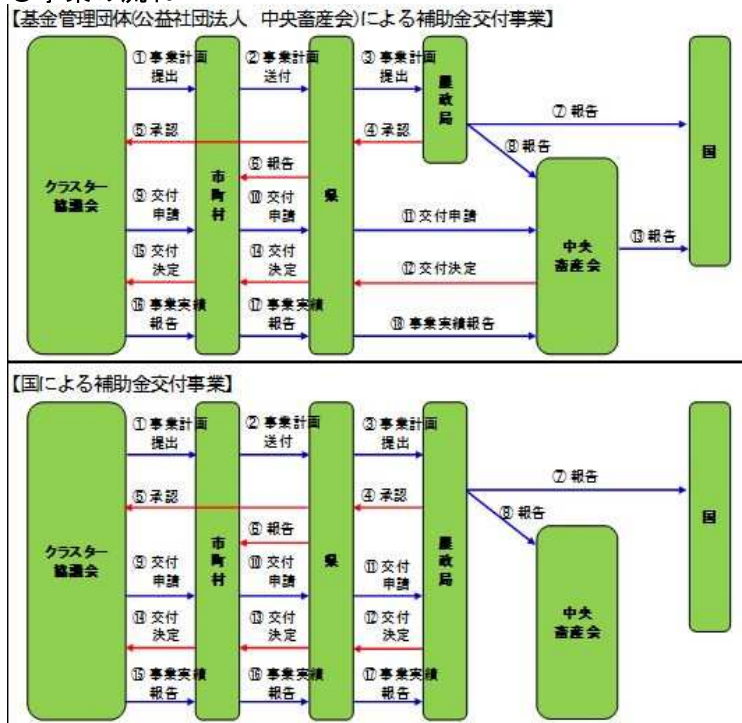
施策概要

畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な畜産経営体が行う、規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入を支援します。

○支援内容

主要内容	畜舎等施設、機械整備及び家畜導入
補助率	ハード 1/2(国のみ)

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	
酪農・経済担当(酪農・養豚・養鶏)	0857-26-7288
肉用牛振興・遺伝資源管理担当(肉用牛)	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

生乳増産対策支援事業～担い手施設整備対策事業～

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

酪農家

施策概要

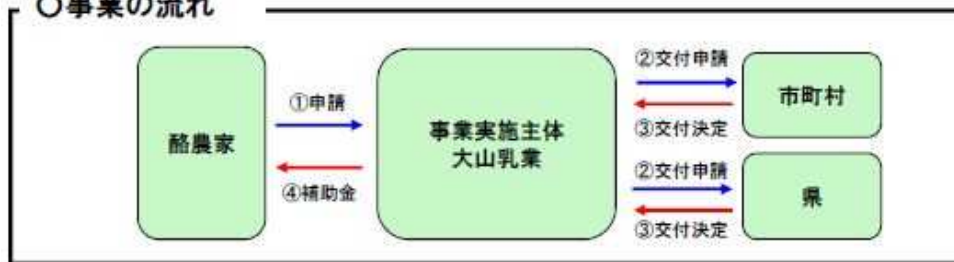
生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等のうち国事業では補助対象とならないものに対して助成します。

○支援内容

主な内容	担い手がリース方式で行う、生産性の向上又は省エネルギーに資する施設機械の整備及び牛舎の増改築に要する経費について助成します。
補助率	ハード 1/2 (県1/3、市町村1/6) (事業費上限: 5,000千円/1経営体)

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称**生乳増産対策支援事業～ゲノム育種価改良対策支援事業～****施策対象**

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

生産者等

施策概要

高品質な「白バラ牛乳」の増産やアイスクリーム等の乳製品の輸出量を大幅に増加させるために、県内生乳生産量6万トン以上を確保することを目的に、県内乳用牛全頭のゲノム育種価検査を進める。

○支援内容

主な内容	有望な乳用牛の早期判定のため、育成牛全頭を対象としたゲノム育種価検査費用に対して補助する。
補助率、補助上限	ソフト 2/3(県1/3、大山乳業1/3)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7831

関連サイト

名称

酪農第三者継承モデル事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

第三者継承に取組む認定新規就農者(酪農家)

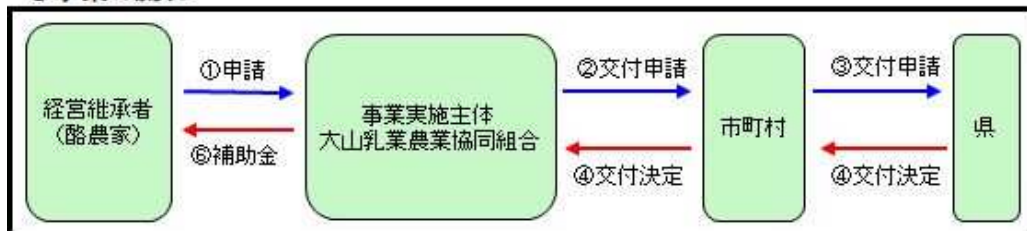
施策概要

第三者継承に取組む新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設整備及びリース料を助成します。

○支援内容

補助率	1/2 (県1/3、市町村1/6)
上限額 (5年間の合計)	事業費上限:2400万円 補助上限:1200万円 (県補助上限:800万円)
補助対象経費	(1)飼養管理、搾乳、飼料作物収穫調製、堆肥管理等に要する機械装置及び車両の整備費 (2)牛舎、堆肥処理施設等の補改修費 (3)家畜管理のための事務所整備費 (4)継承する牛舎、機械等のリース料

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7291
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

鳥取県和牛振興計画推進事業(施設整備支援)

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業者等

施策概要

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に基づく鳥取県和牛振興計画の計画実現に向け、和牛の生産拡大や高品質和牛肉の増産を図るため、牛舎等施設整備を支援する。

○支援内容

事業名	実施主体	内 容
国事業を活用した施設整備支援事業	農協	肉用牛経営安定対策補完事業に採択され、かつ新規参入者(就農3年以内)又は150%以上の頭数規模に増頭する場合、建築する牛舎等施設にかかる土間整備費用に対して補助。 【補助率】ハード 1/2(県のみ)
	農協	国畜産クラスター事業に採択され、かつ新規参入者(就農3年以内)又は150%以上の頭数規模に増頭する場合、建築する牛舎等施設に対して上乗せ補助。 【補助率】ハード 2/3(国1/2、県1/6)
増頭のための空き牛舎改修支援事業	農協	県内の空き牛舎及び牛舎を活用して増頭する場合に、その改修費用に対して補助。 【補助率】ハード 1/2(県1/3、市町村1/6) 県上限1,000千円
鳥取県産和牛出荷頭数5,000頭達成事業	農協	肥育牛舎整備にかかる国畜産クラスター事業対象外の土地造成経費に対して補助 【補助率】ハード 1/2(県のみ) 頭数に応じて上限設定

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

名称

鳥取県和牛振興計画推進事業(繁殖雌牛・肥育素牛の保留及び増頭支援)

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業者等

施策概要

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に基づく鳥取県和牛振興計画の計画実現に向け、和牛の生産拡大や高品質和牛肉の増産を図るため、優良和牛繁殖雌牛及び肥育素牛の保留や増頭を支援する。

○支援内容

区分	事業名	実施主体	内容
保留支援	県内ゲノム優良雌牛保留対策事業	農協	県が定める基準値以上のゲノム育種価または期待育種価を有する雌子牛を県内保留あるいは導入した場合に補助。 【補助率】ソフト 定額120千円(県のみ)
		鳥取県和牛生産者連絡協議会	基準値以上のゲノム育種価または期待育種価を有する雌子牛の中で、特に優秀な雌子牛を県内に保留するための経費に対する補助。 【補助率】 自家保留の場合:ソフト 定額500千円(県1/2、生産者等1/2) 導入の場合:ソフト 定額(県1/2、生産者等1/2) 上限800千円
	特定種畜肥育素牛保留対策事業	農協	特定種畜を父または母の父とする肥育素牛を導入した場合、導入費の一部を補助 【補助率】定額80千円(県のみ)
増頭支援	繁殖雌牛増頭加速化事業	農協	和牛繁殖雌牛の飼養頭数の増頭のために行う雌牛購入に対し、購入費の一部を補助。(外部導入及び自家保留) 【補助率】ソフト1/2(県1/3、市町村1/6) ※購入費の1/2から国の奨励金を差し引いて補助
	鳥取和牛緊急増頭対策事業	農協	「鳥取和牛」を大幅に生産拡大するため、県が定める基準額以上で肥育素牛を購入した場合に購入額から基準額を減じた金額の1/2を補助 【補助率】ソフト 1/2(県のみ) 上限175千円

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

鳥取県和牛振興計画推進事業(和牛受精卵購入支援、市場活性化支援)

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業者等

施策概要

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に基づく鳥取県和牛振興計画の計画実現に向け、優良和牛の生産や生産頭数の増加、和子牛市場活性化を図るため、和牛受精卵の購入や生産者協議会が行う市場活性化にかかる取組を支援する。

○支援内容

事業名	実施主体	内 容
優秀受精卵購入助成事業	農協	県が定める血統の受精卵を購入し、年度内に移植した場合に補助する 【補助率】ソフト 1/2(県のみ) 上限20千円
和子牛市場活性化事業	鳥取県和牛生産者連絡協議会	鳥取県和子牛市場の活性化のための取組に対して支援する。 【補助率】ソフト 定額(県1/2、生産者等1/2)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

鳥取和牛ブランド強化対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業者等

施策概要

鳥取和牛のブランドをさらに強化していくため、全国が注目する東京市場への鳥取和牛の出荷頭数の増加及び枝肉共励会の開催への支援を行う。

○支援内容

区分	事業内容	実施主体	補助率
東京市場出荷支援	【東京市場出荷支援】 東京食肉市場への肥育牛の出荷にかかる経費(運賃、旅費など)を助成	農協	ソフト 1/2 (県のみ)
	【東京市場で開催される大規模共進会への参加支援】 東京食肉市場で開催される全農共励会や全国肉用牛共励会への肥育牛の出荷にかかる経費(運賃、旅費など)を助成		
県内外で開催する共励会開催支援	【共励会開催にかかる経費への支援】 楯・賞状作成、衛生用品等	鳥取県牛肉販売協議会	ソフト 1/2 (県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

第12回全共出品対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業者等

施策概要

2022年に鹿児島県で開催される第12回全共で前回2019年の第11回全共をさらに上回る成績を目指すため、出品牛の管理等必要な経費に対して補助する。

○補助率

ソフト 1/2(県のみ)

○事業実施主体

第12回全共鳥取県推進委員会

○支援の内容(農業者にかかる支援のみ)

区分	内容
地域出品対策協議会活動費	地域出品対策協議会活動費の助成
出品対策部会主催講習会開催費	削蹄、調教技術、毛刈り、審査研究会等の開催経費の助成
種牛保留助成費(飼育管理費)	種牛の部 全共候補牛として保留した場合の助成
削蹄助成費	出品牛の削蹄費助成
出品牛輸送費・保険費助成	出品牛(随伴牛含む)の輸送費用・保険費用の助成
出品者等の旅費及び滞在費	コロナ対策のためのPCR検査費用、貸切バスでの往復路、宿泊旅費の助成
出品者日当・保険費助成	出品者の全共期間中の日当・傷害保険費の助成
出品者ヘルパー費助成	全共期間のヘルパー料(出品者不在中の牛の管理)
出品者及び出品牛用具購入費助成	出品者ユニフォーム、出品牛のゆたん、帽子、長靴等購入助成
全共優秀成績報償費	優等賞3席以内に入賞した出品者の所属する地域への報償費

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

肉用牛肥育経営安定対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

肉用牛肥育経営者（※大企業は除く）

※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

施策概要

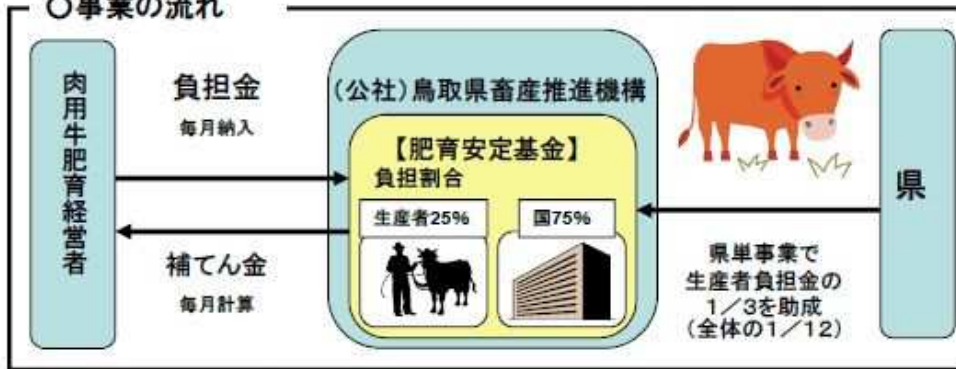
牛枝肉価格が著しく低下した場合に、交付金を交付して肉用牛肥育経営の安定を図る。

○支援内容

主な内容	肥育牛1頭あたりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する。
主な要件	①業務対象年間ごとに生産者の要件審査を受け、登録を受けることが必要 ②業務対象年間は令和4年4月1日～令和7年3月31日までで、新規に肉用牛肥育経営を開始する生産者以外は途中加入不可

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

肉用子牛価格安定事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

肉用子牛生産者及び法人(※大企業は除く)

※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社

施策概要

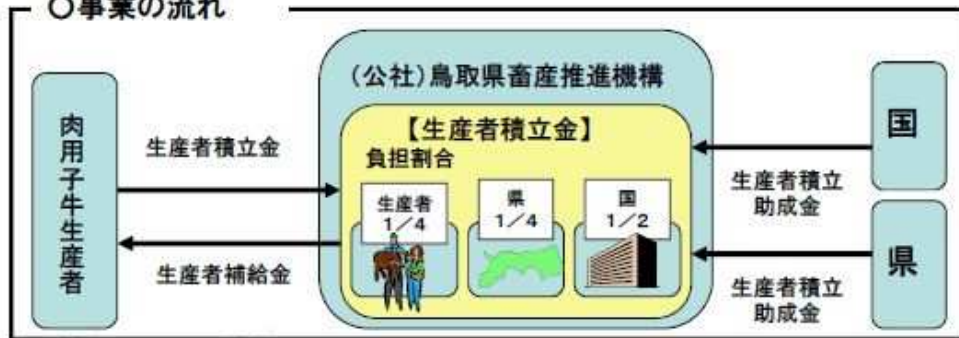
子牛価格が低落した場合に、補給金を交付して生産者の畜産経営の安定継続を図ります。

○支援内容

主な内容	肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期毎)が毎年決定する保証基準価格・合理化目標価格を下回った場合に、その期間中に子牛を販売、または自家保留していれば補給金を交付します。
主な要件	①生産者と指定協会である(公社)鳥取県畜産推進機構との間で肉用子牛生産者補給金交付契約が必要です。 ②指定協会に対し満2カ月齢に達する日までに登録個体の申込を行い、負担金を納入すること。

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称

肉豚経営安定対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

養豚経営者(※大企業は除く)
※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300名を超えている会社

施策概要

豚枝肉平均価格が著しく低下した場合に、交付金を交付して養豚経営の安定を図る。

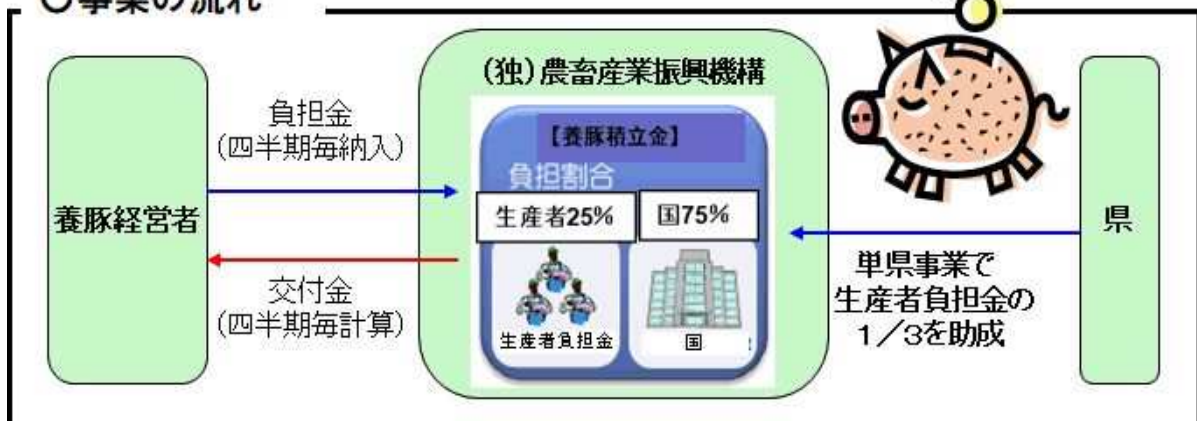
○支援内容

主な内容	標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する。
主な要件	①業務対象年間ごとに生産者の要件審査を受け、登録を受けることが必要 ②業務対象年間は令和3年4月1日～令和6年3月31日までで、新規に養豚経営を開始する生産者以外は途中加入不可

補助率(積立金負担割合)	ソフト 1/3(負担割合 国3/4、生産者1/6、県1/12)
--------------	---------------------------------

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

名称

農場認証普及推進事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

生産者等

施策概要

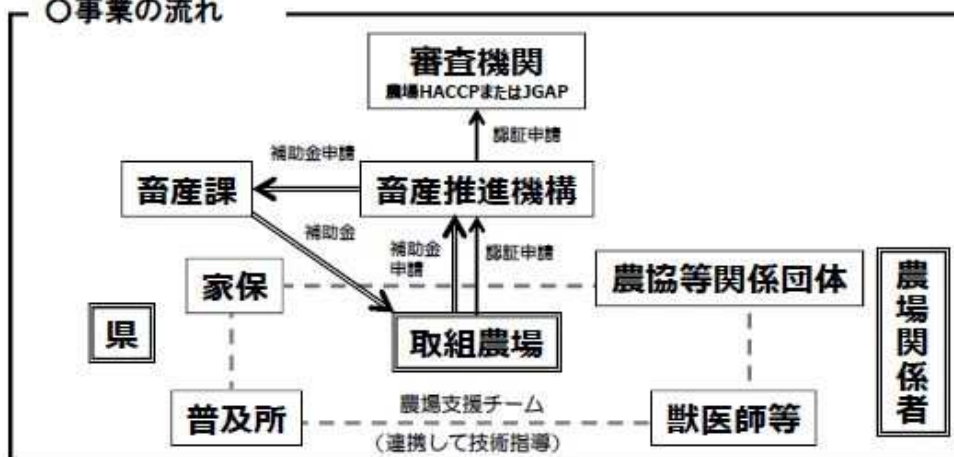
畜産物の供給元である生産農場に工程管理を普及定着させ、畜産物の安全・安心を確保し、消費者の信頼向上およびブランド力強化を図る。

○支援内容

主な要件	①農場認証取得への取組意欲を有し、支援体制が構築されていること。 ②農場認証(農場HACCP推進農場指定を含む)の申請を審査機関に行っていること。 (補助金の場合)
補助対象経費、補助率	初回、中間(継続)及び更新審査に係る経費の1/3以内

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7287
鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

名称

もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型)

施策対象

農林漁業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農林漁業者、加工グループ、農業法人、食のみやこ推進サポーター

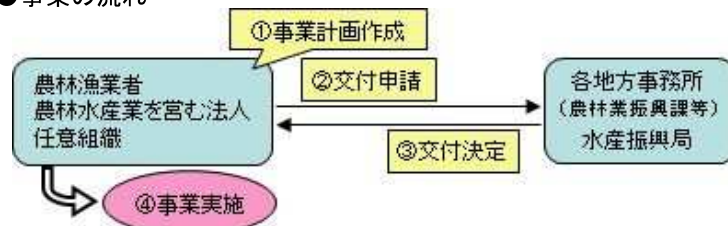
施策概要

農林漁業者や加工グループ等による6次産業化・農商工連携に係る商品開発、試作(OEMの活用を含む)、委託製造、テスト販売、マーケティングに係る経費等を支援する。

○支援内容

主な内容	6次産業化・農商工連携に係る商品開発、試作(OEMの活用を含む)、委託製造、テスト販売、マーケティングに係る経費等を支援する。
補助率・補助上限額	【補助率】ソフト1/2 【補助上限額】500千円 ※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら加工を行うこと ・次のいずれかを満たすこと 農林業者・農業法人：事業で取り扱う農林産物は、自ら生産した農林産物を50%以上使用すること 漁業者・加工グループ・食のみやこ推進サポーター：事業で扱う農林水産物は、県内産を50%以上使用すること ・プラン作成時からプラン目標年度まで、鳥取県6次化サポートセンターの支援を受けること。

●事業の流れ



* 審査会を行う場合があります。詳しくは下記へお問合せください。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部東部農林事務所農業振興課 農商工連携チーム	0857-20-3580 0857-20-3664
東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課 農商工連携チーム	0858-23-3165 0858-23-3985
西部総合事務所農林局農林業振興課 農商工連携チーム	0859-31-9652 0859-31-9648
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
水産振興局水産振興課	0857-26-7316
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

※上記の内容については今後変更の可能性があります。
※令和4年4月の組織改編により電話番号は変更になる場合があります。

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=246347>

名称

もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型)

施策対象

農林業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

農林漁業者、農業を営む法人、任意組織(規約を有すること)、農漁協

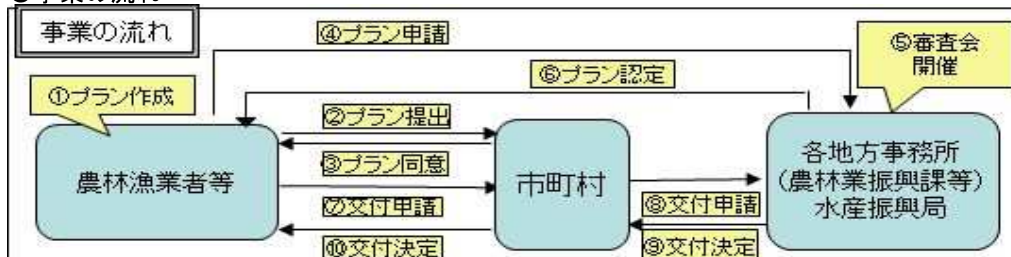
施策概要

自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。

○支援内容

主な内容	6次産業化や農商工連携の取組みに必要な経費を支援する。 (1)販路開拓等6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト) (2)加工に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード) ※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備、生産に係る経費は対象外
補助率	ソフト・ハード 1/2 (県1/3、市町村1/6) ※主な要件(5)に該当する事業は2/3を補助(県1/2、市町村1/6)
県の単年度補助上限額	農林漁業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人 7,000千円 任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円 ※主な要件(5)に該当する事業は、上記の額に3/2を乗じた額
主な要件	(1)自ら生産だけでなく加工・販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定) (2)プランに掲げる6次産業化の原料にあたる農林産物の生産・販売実績が原則として3年以上あり、かつ生産状況が著しく悪いと判断されないこと。 (3)事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定) (4)次のいずれかに該当すること (水産以外) ○認定農業者 ○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並 (水産) ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組 ○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上 (5)次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げる ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う (6)プラン作成時からプラン目標年度まで、サポートセンターの支援を受けること。

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
水産振興局水産振興課	0857-26-7316
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

※上記の内容については今後変更の可能性があります。
※令和4年4月の組織改編により電話番号は変更になる場合があります。

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=245963>

名称

鳥取県6次産業化関連事業交付金

施策対象

農林漁業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

- (1)農林漁業者団体
 ①農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっている団体
 ②①の団体が主たる構成員又は出資者となっている法人
 ③常時雇用者を3名以上雇用している又は雇用予定の団体
 (2)農林漁業者団体等と連携する中小企業者
 農商工等連携促進法第2条第1項に規定する中小企業者であって農林漁業者団体等と連携する者

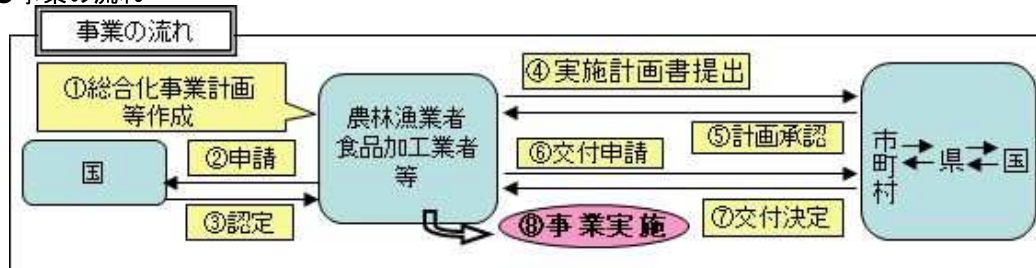
施策概要

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携法により認定を受けた取組を行う場合に必要な施設整備を支援。

○支援内容

主な内容	<p>(1)農林漁業者団体への支援 ①農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設:処理加工施設、販売施設・地域食材提供施設、地域と連携した加工体験施設等 ②農林水産物等の生産のために必要な施設等:高生産性農業施設、乾燥調製貯蔵施設等 ※①と併せて行う場合に限る。 ※農商工等連携事業計画で実施する場合は、②単独でも実施が可能。</p> <p>(2)中小企業者への支援 食品等の加工・販売のために必要な施設(新商品の製造過程に対応したもの) ※販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限る。</p>
補助率・補助上限額	<p>【補助率】:融資残補助3/10以内(国費のみ) ※以下に該当する取り組みの場合は1/2 ・中山間地農業ルネッサンス事業 ・市町村戦略 ・新規の障がい者雇用を定めた認定総合化事業計画等</p> <p>【補助上限額】:1億円 ※以下の取組の場合は2億円 ・BtoB ・取引先の求める基準を満たす施設で、かつHACCPIに関する第三者認証の取得 ・BtoBによる取扱量又は取扱金額が50%以上</p>
主な要件	<p>①多様な事業者が連携する取組であること(事業実施主体を含む3者以上) ②投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。等</p>

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=247580>

名称**食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金****施策対象**

食料品製造業者等

施策主体

鳥取県

対象者

県内の工場等で衛生管理体制構築を目指す食料品製造業者、県内立地企業

施策概要

- 認証取得支援事業
輸出向け認証(ISO22000等)の取得に必要な経費の一部を補助する。
- 安定化支援事業
輸出向け認証の認証取得から初回の更新までに必要な費用の一部を補助する。

県内の工場等での衛生管理対策や認証取得及び認証更新等への取組に対して、費用の一部を補助します。

ア 認証取得支援(新規取得分)

輸出向け食品安全規格の認証取得を目指す事業に要する費用の一部を補助します。

対象者	県内の食料品製造業者又は立地企業
補助対象経費	認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等
補助率	2/3以内
限度額	350万円
事業期間	最長24ヶ月

イ 安定化支援(継続審査分)

取得した輸出向け認証の初回の更新を目指す事業に要する費用の一部を補助します。

対象者	県内の食料品製造業者又は立地企業
補助対象経費	認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等
補助率	1/2以内
限度額	225万円(ただし上限75万円/年度)
事業期間	最長36ヶ月

問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課
TEL: 0857-26-7963
FAX: 0857-21-0609

■ワンストップ相談窓口(鳥取県産業技術センター食品開発研究所内)
TEL: 0859-44-6121

鳥取県産業技術センター食品開発研究所(境港市)に「食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口」を設置し、2名の専門スタッフが食品工場等における衛生管理・行程管理についての相談に応じています。

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/236687.htm>